ICT活用工事(コンクリート堰堤工)積算要領

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用したコンクリート堰堤工(以下、コンクリート堰堤工(ICT))に適用する。

2. 適用工種

- ・コンクリート堰堤本体工
- ・コンクリート側壁工
- 水叩工
- 3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に 計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

- 4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用
 - (1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合 における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じ るものとする。

・共通仮設費率補正係数 : 1.2・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)~5)とし、それ以外の、ICT活用工事(砂防堰堤工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 上記1) ~4) に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理
- (2) 費用計上にあたっての留意事項
 - 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。
- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外 注経費等の費用は計上しないものとする。

現 行	Ŋ Ŋ
٥	<u> </u>
	ICT活用工事(コンクリート堰堤工)積算要領
	1. 適用範囲本資料は、3次元設計データを活用したコンクリート堰堤工(以下、コンクリート堰堤工(ICT)に適用する。T))に適用する。
	2. 適用工種・コンクリート堰堤本体工・コンクリート側壁工・水叩工
	3.3次元起工測量・3次元設計データの作成費用3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。
	・現場管理資率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五人2位止め ※小数点第3位四捨五人2位止め 上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)~5)とし、それ以外の、ICT活用工事(砂防堰 堤工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、
	別応計上は4月27%い。 1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3)無人補容機結都型レーザースキャナーを用いた出来形管理
	ш
	、2) 異元郎 ユニのハン・この 田心 チャス 1)3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用 の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額
	を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2)受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経
	費等の費用は計上しないものとする。